

川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議委員公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議委員（以下「委員」という。）の公募実施に当たり、公募方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込資格)

第2条 申込者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 年齢20歳以上の者
- (2) 本区に在住・在勤・在学の者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者

(公募人員)

第3条 公募人員は、1名とする。

(申込方法)

第4条 申込者は、次の事項を記載した申込書に小論文を添付して申し込むものとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日、電話番号等
- (2) 勤務先又は通学先
- (3) 保健・福祉に関係のある職歴
- (4) ボランティア等の主な活動経験
- (5) 申込理由

2 前項の小論文の様式は、自由とする。

3 第1項の小論文は800字以内とし、テーマは募集の都度定めるものとする。

4 第1項の申込書及び小論文は返還しないものとする。

(選考方法等)

第5条 公募委員の選考は、書類選考等により行うものとする。

2 前項の選考を行うため、宮前区保健福祉のまちづくり推進会議公募委員選考委員会を設置する。

3 選考結果は、当該申込者に通知する。

(再公募等)

第6条 公募を行った結果、次に掲げるときは、区長は再公募によらないで委員を選任できるものとする。

(1) 申込者数が、公募人数に満たないとき。

(2) 申込者が申込資格を満たさなかったことにより、有資格者数が公募人数に満たなくなったとき。

(3) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなくなったとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。